

政 委 第 30 号

平成 22 年 11 月 26 日

環 境 大 臣

松 本 龍 殿

政策評価・独立行政法人評価委員会

委員 長 岡 素 之

独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する
勧告の方向性について

今般、当委員会は、貴省所管の独立行政法人（独立行政法人国立環境研究所）の主要な事務及び事業の改廃に関して勧告の方向性を別紙のとおり取りまとめました。

今後、貴省におかれては、本年の予算編成過程において、この勧告の方向性の趣旨が最大限いかされるよう見直しを進めていただき、最終的な見直し内容を決定した際には、当委員会に通知していただくようお願いいたします。

なお、当委員会としては、今後、当該法人の新中期目標・新中期計画の策定等に向けた貴省、当該法人及び貴省独立行政法人評価委員会の取組を注視し、必要な場合には、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）に基づく勧告を行うこととしております。引き続き、当委員会の審議に御協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

独立行政法人国立環境研究所の主要な事務及び事業の改廃に関する 勧告の方向性

独立行政法人国立環境研究所（以下「国立環境研究所」という。）の主要な事務及び事業については、独立行政法人として真に担うべきものに特化し、業務運営の効率性、自律性、質の向上を図る観点から、国の財政支出の縮減にもつながるよう、以下の方向で見直しを行うものとする。

第1 事務及び事業の見直し

1 国立環境研究所の果たすべき役割

社会・経済の様々な分野において、環境問題が重要な課題となり、環境研究を行う機関が国内外に多数存在している現状において、環境省は、国立環境研究所を、環境政策への貢献を担う研究機関であり、国内外の環境研究における中核的機関と位置付けている。

他方、環境問題がより一層複雑化・多様化する中、環境研究において、戦略的に研究を行う必要性が高まっている。

このことを踏まえれば、国立環境研究所の役割を明確にし、国民に分かりやすい形で明らかにするため、次期中期目標において、政策貢献型の研究機関及び国内外における中核的研究機関としての具体的責務及び戦略を明記するものとする。

また、今後の環境研究の推進に当たっては、環境政策への貢献や中核的研究機関としての役割を踏まえ、以下の取組を行うものとする。

- ① 関係機関の研究内容を組織として把握するなど、環境研究の全体像を把握する体制を構築するとともに、国立環境研究所がリーダーシップを発揮し、府省横断的な共同研究の実施、研究設備の共同利用、研究成果の活用、研究課題設定の調整等により、我が国全体として環境研究が効率的・効果的に実施されるよう、関係機関との連携強化を図るものとする。

なお、温室効果ガスの影響評価、温室効果ガス削減効果等の地球温暖化対策に向けた研究については、独立行政法人森林総合研究所等の他の研究機関において

も関連する研究が行われていることから、今後とも他の研究機関の研究課題との重複の排除を図りつつ、連携を強化するものとする。

② 研究の質の向上を図るため、国立環境研究所が目指す研究の水準を次期中期目標等に具体的に明記するものとする。

③ 競争的外部資金による研究については、国立環境研究所のミッションに照らして、国立環境研究所として真に取り組むべき研究に限るものとし、法人内部の事前審査において、申請内容や獲得しようとする資金の性格が妥当性のあるものであるか否かについての審査を一層強化するものとする。

2 長期モニタリング事業の実施主体の見直し

国立環境研究所では、長期モニタリングとして、霞ヶ浦及び摩周湖の水質観測を実施しており、これらの観測拠点は、GEMS/Water^(注)における陸水環境のトレンドステーション^(注)、ベースラインステーション^(注)となっている。

一方、霞ヶ浦及び摩周湖以外の観測拠点においては、すべて地方公共団体等の他の機関が観測を実施していることを踏まえると、霞ヶ浦及び摩周湖の水質観測についても、他機関による実施、又は、共同実施等の可能性の余地を検討するものとし、その結果を踏まえ、必要に応じて、実施主体の見直しを行うものとする。

(注) 国立環境研究所は、国連の水資源情報収集機関である「UNEP GEMS/Water Program」に参画しており、「GEMS/Water ナショナルセンター」として、GEMS/Water に登録された国内水質監視地点からの水質データ収集、データベース化、GEMS/Water 本部へのデータ登録を行っている。

GEMS/Water における観測拠点は、トレンドステーション（地球的な視野に立って水質の動向を把握）、ベースラインステーション（汚濁源が集水域内に認められない自然状態を把握）、インパクトステーション（その地点の水の利用目的に及ぼす影響の評価）、フラックスステーション（陸域からの汚濁負荷量を推定）の4種に分類される。

3 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）に係るデータ等の有効活用

国立環境研究所では、子どもの健康と環境に関する全国調査（以下「エコチル調査」という。）において、コアセンターとして、データシステムの運営、試料の保存及び精度管理等の業務を担っており、平成22年度以降、毎年度、数十億円の子算が投入される見込みである。

エコチル調査により得られたデータ及び試料は環境研究のみならず、医療分野等の他分野の研究においても幅広く活用できるものであることから、こうしたデータ等の

他機関への具体的な提供方法に係る検討に当たっては、環境省、厚生労働省等の関係府省及び関連学会等の関係機関が十分に協議し、個人情報の保護に留意しつつ、他分野の研究にも最大限活用されるような仕組みを構築するものとする。

また、生体試料として臍帯血^{さい}を採取するに当たっては、既存の臍帯血^{さい}バンクに支障を与えることのないよう留意するものとする。

4 環境試料等の収集・保存における他機関との連携強化

環境試料等の収集・保存については、長期環境モニタリング事業及び環境試料長期保存事業等を実施している国内外の他の研究機関との連携を図りながら行うこととし、研究資材のコスト削減に資するよう、効率的・効果的に取り組むものとする。

5 環境情報の収集・整理・提供及び研究成果の積極的な発信

国民に分かりやすい形での環境情報の提供と研究成果の積極的な発信に当たっては、国民に対する説明責任を果たす観点から、以下の取組を実施するものとする。

- ① 国内外の環境研究機関の中で国立環境研究所が果たしている役割や、国立環境研究所の研究成果と我が国の環境政策との関連性等について、ホームページを活用し、分かりやすく情報発信するものとする。
- ② ホームページ等による情報発信に重点化し、紙媒体での情報発信については、利用者のニーズを踏まえつつ、必要最小限に縮小するものとする。

第2 組織面の見直し

1 内部統制の強化

第2期中期目標期間において、法令に違反する事例が複数発生したこと等を踏まえ、以下の取組を行うものとする。

- ① 国立環境研究所が平成22年度に策定した「独立行政法人国立環境研究所コンプライアンス基本方針」において設置することとされているコンプライアンス委員会を速やかに設置し、業務におけるチェック体制の構築など、コンプライアンスに係る具体的な対応策も含めて審議を行うものとする。
- ② 研究や工事の遅れにより、最終年度に事業が集中した可能性があることから、次期中期目標期間中における業務の配分を適確に行うとともに、業務の進ちょく管理

を厳格に行うものとする。

2 目標設定及び評価

国立環境研究所が政策貢献型の研究機関であることを踏まえ、環境政策への貢献度合いを評価するに当たっては、各種審議会等への参加職員数にとどまらず、研究成果の法令や各種基準への反映などを評価項目として設定するとともに、政策貢献型の研究機関及び国内外における中核的研究機関に資する具体的な目標を設定するものとする。

第3 保有資産の見直し

生態系研究フィールドⅡについては、当該フィールドで現在実施している研究が平成27年度を目途に終了することから、当該フィールドにおける機能を国立環境研究所本構の敷地内を含む他の場所に確保し、当該フィールドについては、現在実施している研究が終了した後、速やかに、国庫納付するものとする。

第4 業務全般に関する見直し

上記第1から第3に加え、業務全般について以下の取組を行うものとする。

1 効率化目標の設定等

管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、アウトソーシングの活用等により業務運営コストを縮減することとし、一般管理費及び事業費に係る効率化目標について、これまでの効率化の実績を踏まえ、同程度以上の努力を行うとの観点から具体的な目標を設定するものとする。

なお、一般管理費については、独立行政法人に無駄遣いがあるのではないかと厳しい批判があることを踏まえ、経費節減の余地がないか自己評価を厳格に行った上で、適切な見直しを行うものとする。

また、官民競争入札等の積極的な導入を推進し、業務の質の維持・向上及び経費の削減の一層の推進を図るものとする。

2 給与水準の適正化等

給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表するものとする。

また、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。

3 契約の点検・見直し

契約については、「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成21年11月17日閣議決定）に基づく取組を着実に実施することにより、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。

この場合において、研究・開発事業等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等をも参考に、透明性が高く効果的な契約の在り方を追求するものとする。

また、密接な関係にあると考えられる法人との契約に当たっては、一層の透明性の確保を追求し、情報提供の在り方を検討するものとする。

4 保有資産の見直し等

(1) 保有資産については、上記第3に掲げるもののほか、引き続き、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行うものとする。

また、独立行政法人の資産の実態把握に基づき、法人が保有し続ける必要があるかを厳しく検証し、支障のない限り、国への返納等を行うものとする。その際、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

(2) また、特許権については、特許権を保有する目的を明確にした上で、当該目的を踏まえつつ、登録・保有コストの削減及び特許収入の拡大を図るものとする。

5 内部統制の充実・強化

内部統制については、上記第2に掲げるもののほか、更に充実・強化を図るものとする。その際、総務省の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会が本年3月に公表した報告書（「独立行政法人における内部統制と評価について」）及び、今後、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会から独立行政法人の業務実績に関する評価の結果等の意見等として各府省独立行政法人評価委員会に通知する事項を参考にするものとする。

6 その他

複数の候補からの選択を要する事業の実施に当たっては、第三者委員会を設置するなど適切な方法により事前・期中・完了後の評価を行い、評価結果を事業の選定・実施に適切に反映させることにより、事業の重点化及び透明性の確保に努めるものとする。

また、事業の目的を踏まえつつ、受益者負担の適正化、寄附金等による自己収入の確保に努めるものとする。